

平成二十二年十二月十日受領  
答弁第二二二一号

内閣衆質一七六第二二一号

平成二十二年十二月十日

内閣総理大臣 菅 直 人

衆議院議長 横路 孝弘 殿

衆議院議員中川秀直君提出尖閣沖漁船衝突事件の映像の機密性に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員中川秀直君提出尖閣沖漁船衝突事件の映像の機密性に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「流出映像」と「参議院提出映像」は、ほぼ同一の映像であり、お尋ねのような「削除されている映像と音声」はない。

二について

参議院議長から提出要求があつた映像記録については、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三百三十一号）第四十七条の規定に基づき、衆議院議長に提出した部分を除いては、公にしていなかつたものであるが、今般の映像流出を踏まえ、今後の海上保安庁の海上警備・取締活動に支障を生ずるおそれや、関係者の名誉・人権の保護に欠けるおそれなど、公にするに当たつて考慮すべき種々の弊害について改めて検討した結果、参議院議長からの要求にそのまま応じることが相当であると判断したものと承知している。

三について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、海上保安庁が「参議院提出映像」の編集に使用した映像記録は、合計で約四時間三十六分であり、この映像記録のうちの「参議院提出映像」以外の部分については、

刑事訴訟法第四十七条の規定に基づき公にしていなものである。